

第82期定時株主総会招集ご通知に際しての イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 事 項

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・連結注記表
- ・個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

榮研化学株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html>)に掲載することにより株主の皆さんに提供しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第1回新株予約権 (2007年6月21 日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 440.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2007年7月10日から 2027年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第2回新株予約権 (2008年6月12 日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 369.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2008年7月9日から 2028年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第3回新株予約権 (2009年5月19 日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 336.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2009年7月10日から 2029年7月9日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	—
第4回新株予約権 (2010年5月18 日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 346.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2010年7月9日から 2030年7月8日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	—
第5回新株予約権 (2011年5月18 日)	90個	普通株式 9,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 410.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2011年7月9日から 2031年7月8日まで	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 2人	—
第6回新株予約権 (2012年5月17 日)	170個	普通株式 17,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 422.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2012年7月10日から 2032年7月9日まで	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 4人	—

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第7回新株予約権 (2013年5月16 日)	210個	普通株式 21,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 718.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月10日から 2033年7月9日まで	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 5人	—
第8回新株予約権 (2014年5月16 日)	400個	普通株式 40,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 702.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月9日から 2034年7月8日まで	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 7人	—
第9回新株予約権 (2015年5月18 日)	440個	普通株式 44,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 965.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月10日から 2035年7月9日まで	新株予約権の数 440個 目的となる株式数 44,000株 保有者数 8人	—
第10回新株予約権 (2016年5月18 日)	360個	普通株式 36,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 950.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月9日から 2036年7月8日まで	新株予約権の数 360個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 9人	—
第11回新株予約権 (2017年6月14 日)	432個	普通株式 43,200株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,488.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月11日から 2037年7月10日まで	新株予約権の数 432個 目的となる株式数 43,200株 保有者数 11人	—
第12回新株予約権 (2018年6月14 日)	344個	普通株式 34,400株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 2,081.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月13日から 2038年7月12日まで	新株予約権の数 344個 目的となる株式数 34,400株 保有者数 11人	—
第13回新株予約権 (2019年6月18 日)	350個	普通株式 35,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,542.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2019年7月12日から 2039年7月11日まで	新株予約権の数 350個 目的となる株式数 35,000株 保有者数 11人	—

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の保有状況については、取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）の欄に総数を記載しております。
 2. 2018年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、本分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数及び該当する新株予約権の1株当たりの払込金額は調整されております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下の方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部が担当する。

2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることを確保するものとする。監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けたときは、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に定め、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。

7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により監査の実効性確保を確認するとともに必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

② 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制

1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。

また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

- 4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自律性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。
- 5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・グローバル行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。
また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置しております。これらの委員会を通じて企業倫理・法令遵守を推進するとともに監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 監査委員会の職務の執行

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部が担当しております。
- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保しており、転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定しております。
- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保しております。

- 4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に従い、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告を行っております。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会（当期14回開催）など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議（当期3回開催）において、各部門から報告を受けております。

なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けております。

- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、当社監査委員の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っております。

- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会は取締役3名（うち社外取締役3名）で構成され、監査委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性確保を確認しており、監査業務を行っております。

監査委員会は、当期8回開催され、監査委員相互の情報交換を行っております。監査委員会は、会計監査人から定期的（当期5回開催）に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行っております。

② 執行役の職務の執行

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（「文書管理規程」等）に従い、執行役の業務執行に係る情報である経営会議議事録及びその関連資料、その他重要な情報・文書である稟議書、契約書等について、保存期間を設定し、適切に保存しております。これらの文書については、必要に応じて閲覧できるようにしております。

2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、社内規則（「栄研グループ・リスク管理規程」）に従い、当社グループの事業推進に伴う損失の危険について、リスク管理・コンプライアンス委員会（当期4回開催）で継続的に把握・管理しております。

3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規則（「取締役会規則」等）により当社グループ経営の基本方針に係る重要事項につき意思決定のルールを明確化しており、取締役会を当期14回開催し、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。業務執行については、社内規則（「執行役規則」及び「職務権限規程」）に基づき、各執行役が迅速かつ円滑に業務執行を行い、経営会議を当期12回開催し、執行状況を報告しております。これに対して、取締役会は、年度経営計画に基づく四半期ごとのモニタリング等を通じて、当社グループの業績管理を実施し、業務執行の効率性を継続的に監視しております。

4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の職務執行状況について、当社経営会議及び取締役会に報告を行っております。

5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社内規程（「栄研グループ・グローバル行動規準」、「栄研グループ・コンプライアンス規程」、「職務権限規程」）に従い、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行っております。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会及びリスク管理・コンプライアンス推進委員会で、企業倫理・法令遵守を推進するとともに監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称 1社
栄研生物科技（中国）有限公司

② 非連結子会社の数及び名称
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である栄研生物科技（中国）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算（仮決算）を実施する方法によって作成しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
・その他有価証券
(時価のあるもの) 決算日の市場価格等（株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均）に基づく時価法
(時価のないもの) 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、原材料及び仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～38年
機械装置及び運搬具 4年～10年
工具、器具及び備品 5年～8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

八. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当連結会計年度の売上高に対して予想される返品損失に備えるため、将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象、

ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理 の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,594百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	43,541,438株	－株	－株	43,541,438株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,659,650株	110株	－株	6,659,760株

(注)普通株式の自己株式数の増加110株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月25日 取締役会	普通株式	626	17	2019年3月31日	2019年6月3日	利益剰余金
2019年10月25日 取締役会	普通株式	479	13	2019年9月30日	2019年12月2日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年4月28日 取締役会	普通株式	626	17	2020年3月31日	2020年6月1日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2007年6月21日 取締役会決議分	2008年6月12日 取締役会決議分	2009年5月19日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	4,000株	8,000株
新株予約権の残高	40個	40個	80個
	2010年5月18日 取締役会決議分	2011年5月18日 取締役会決議分	2012年5月17日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	8,000株	9,000株	17,000株
新株予約権の残高	80個	90個	170個
	2013年5月16日 取締役会決議分	2014年5月16日 取締役会決議分	2015年5月18日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	40,000株	44,000株
新株予約権の残高	210個	400個	440個
	2016年5月18日 取締役会決議分	2017年6月14日 取締役会決議分	2018年6月14日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	36,000株	43,200株	34,400株
新株予約権の残高	360個	432個	344個
	2019年6月18日 取締役会決議分		
目的となる株式の種類	普通株式		
目的となる株式の数	35,000株		
新株予約権の残高	350個		

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保）と売掛債権信託（債権流動化）にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は満期時において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*)	時 価 (百万円) (*)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,098	10,098	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,017	11,017	—
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,402	3,353	△49
②その他有価証券	61	61	—
(4) 長期預金	1,900	1,900	0
(5) 支払手形及び買掛金	(4,586)	(4,586)	—
(6) 電子記録債務	(2,738)	(2,738)	—
(7) リース債務	(1,205)	(1,200)	△5
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券他は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 支払手形及び買掛金並びに、(6) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務（流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。）

これらは元金利の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記(5) 参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額23百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,002円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	95円95銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
イ. 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
□. 子会社株式	移動平均法による原価法
ハ. その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等（株式については、決算日前1ヶ月の市場価格の平均）に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
② デリバティブ	時価法
③ たな卸資産の評価基準及び評価方法	
イ. 商品、製品、原材料及び仕掛品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
□. 貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。	

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	10年～30年
機械及び装置	8年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	5年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③ 収品調整引当金	当事業年度の売上高に対して予想される収品損失に備えるため、将来の収品見込損失額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（4）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、

ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

（5）その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異っております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「為替差益」は6百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額 18,992百万円

（2）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 13百万円

② 短期金銭債務 30百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	124百万円
② 仕入高	367百万円
③ 営業取引以外の取引高	—

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,659,650株	110株	—株	6,659,760株

(注)普通株式の自己株式数の増加110株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	56百万円
賞与引当金	228百万円
研究開発費	502百万円
株式報酬費用	96百万円
賞与引当金に係る社会保険料	36百万円
棚卸資産評価損	44百万円
貯蔵品在庫	1百万円
資産除去債務	10百万円
その他	44百万円

繰延税金資産 合計 1,021百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△322百万円
圧縮記帳積立金の積立	△36百万円
その他有価証券評価差額金	△10百万円
その他	△4百万円

繰延税金負債 合計 △373百万円

繰延税金資産の純額 648百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	栄研生物 科技(中国) 有限公司	(所有) 直接100	役員の兼任 当社検査薬の加工生産及び当社 検査薬の仕入、製造販売	当社検査 薬の加工 生産及び 仕入 (注) 当社検査 薬・機器 の販売 (注)	367 124	買掛金 売掛金	27 9

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格は、独立企業間価格であり、その他の取引条件も一般の取引先と同様です。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,014円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 95円41銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。